

第22号議案 品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例

平成22年12月8日に大井六丁目に居住していた区民より高齢者福祉への活用のためにと寄贈を受けた寄付金14億4000万円について、「高齢者用善意社会福祉基金」として平成23年3月31日付に条例一部改正により基金形成を図った。

平成27年11月より着工した品川区立上大崎特別養護老人ホーム新築工事の竣工に伴い、本件基金を整備施工費へ充当し寄贈者の厚情に応える。

1 基金形成経過

平成22年12月8日付の寄贈により、14億4000万円を「高齢者用善意社会福祉基金」として社会福祉基金条例に規定し、基金形成。

2 当該基金取崩し充当額

計 1,440,000,000 円

平成27年度 60,000,000 円 出来高相当 4%分

平成28年度 1,380,000,000 円 〃 96%分

3 活用充当内容

品川区立上大崎特別養護老人ホームの新築施工費へ充当する。

建築施工費 4,509,000,000 円

平成27年12月着工 平成29年3月末竣工

4 活用理由

高齢者福祉施設の空白地区である大崎地区への介護基盤整備は、地域住民の福祉を高く向上させるとともに、上大崎特養が医療と介護の連携の促進の場として、また地域交流室整備によるコミュニティーの推進と防災力強化が図れる拠点として、寄付者の意向に十分適うものであるため。

5 条例一部改正

品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例

新旧対照表は次ページのとおり

平成29年3月31日施行

新旧対照表

○品川区社会福祉基金条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>品川区社会福祉基金条例 昭和52年8月1日 条例第23号</p> <p>改正 昭和60年3月15日条例第2号 昭和61年3月13日条例第3号 平成2年7月6日条例第28号 平成8年3月12日条例第1号 平成9年3月18日条例第1号 平成9年10月31日条例第31号 平成10年3月11日条例第1号 平成16年10月25日条例第29号 平成23年3月31日条例第10号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 品川区の社会福祉の進展に資する目的でなされた寄付金を、円滑かつ効率的に運用するため、品川区社会福祉基金（以下「基金」という。）を設置する。 (基金の名称、目的および額)</p> <p>第2条 この条例において設置する基金の名称、目的および額は、別表に定めるところによる。 (管理)</p> <p>第3条 基金に属する現金は、指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法によつて保管しなければならない。 (運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の目的を達成するための経費に充当する。 (処分)</p> <p>第5条 基金は、当該基金の目的に必要な場合、その全部または一部を処分することができる。 (委任)</p> <p>第6条 この条例の施行について必要な事項は、別に区長が定める。 付 則 この条例は、公布の日から施行する。 付 則 (昭和60年3月15日条例第2号)</p>	<p>品川区社会福祉基金条例 昭和52年8月1日 条例第23号</p> <p>改正 昭和60年3月15日条例第2号 昭和61年3月13日条例第3号 平成2年7月6日条例第28号 平成8年3月12日条例第1号 平成9年3月18日条例第1号 平成9年10月31日条例第31号 平成10年3月11日条例第1号 平成16年10月25日条例第29号 平成23年3月31日条例第10号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 品川区の社会福祉の進展に資する目的でなされた寄付金を、円滑かつ効率的に運用するため、品川区社会福祉基金（以下「基金」という。）を設置する。 (基金の名称、目的および額)</p> <p>第2条 この条例において設置する基金の名称、目的および額は、別表に定めるところによる。 (管理)</p> <p>第3条 基金に属する現金は、指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法によつて保管しなければならない。 (運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の目的を達成するための経費に充当する。 (処分)</p> <p>第5条 基金は、当該基金の目的に必要な場合、その全部または一部を処分することができる。 (委任)</p> <p>第6条 この条例の施行について必要な事項は、別に区長が定める。 付 則 この条例は、公布の日から施行する。 付 則 (昭和60年3月15日条例第2号)</p>

2

新	旧
この条例は、公布の日から施行する。 付 則（昭和61年3月13日条例第3号） この条例は、公布の日から施行する。 付 則（平成2年7月6日条例第28号） この条例は、公布の日から施行する。 付 則（平成8年3月12日条例第1号） この条例は、公布の日から施行する。 付 則（平成9年3月18日条例第1号） この条例は、公布の日から施行する。 付 則（平成9年10月31日条例第31号） この条例は、公布の日から施行する。 付 則（平成10年3月11日条例第1号） この条例は、公布の日から施行する。 付 則（平成16年10月25日条例第29号） この条例は、公布の日から施行する。 付 則（平成23年3月31日条例第10号） この条例は、公布の日から施行する。	この条例は、公布の日から施行する。 付 則（昭和61年3月13日条例第3号） この条例は、公布の日から施行する。 付 則（平成2年7月6日条例第28号） この条例は、公布の日から施行する。 付 則（平成8年3月12日条例第1号） この条例は、公布の日から施行する。 付 則（平成9年3月18日条例第1号） この条例は、公布の日から施行する。 付 則（平成9年10月31日条例第31号） この条例は、公布の日から施行する。 付 則（平成10年3月11日条例第1号） この条例は、公布の日から施行する。 付 則（平成16年10月25日条例第29号） この条例は、公布の日から施行する。 付 則（平成23年3月31日条例第10号） この条例は、公布の日から施行する。

付 則この条例は、平成29年3月31日から施行する。

別表（第2条関係）

基金の名称	基金の目的	基金の額
武田みつ社会福祉基金	区が行う社会福祉事業の費用に充てる。	10,000,000円
富永スミ子社会福祉基金		10,000,000円
越村いち社会福祉基金		5,000,000円
村田富高社会福祉基金		5,000,000円
城南信用金庫創立五十周年記念事業社会福祉基金		200,000,000円
障害者用善意社会福祉基金		10,000,000円
石原ふみ障害者用社会福祉基金		684,824,026円
安田リウ障害者用社会福祉基金		10,000,000円

追加追加

別表（第2条関係）

基金の名称	基金の目的	基金の額
武田みつ社会福祉基金	区が行う社会福祉事業の費用に充てる。	10,000,000円
富永スミ子社会福祉基金		10,000,000円
越村いち社会福祉基金		5,000,000円
村田富高社会福祉基金		5,000,000円
城南信用金庫創立五十周年記念事業社会福祉基金		200,000,000円
障害者用善意社会福祉基金		10,000,000円
石原ふみ障害者用社会福祉基金		684,824,026円
安田リウ障害者用社会福祉基金		10,000,000円

新			旧		
佐藤ユキ子障害者用社会福祉基金		8,000,000円	佐藤ユキ子障害者用社会福祉基金		8,000,000円
<u>(削除)</u>		<u>(削除)</u>	<u>高齢者用善意社会福祉基金</u>		<u>1,440,000,000円から第5条の規定により処分した額を減じた額</u>
高田右多子障害者用社会福祉基金		81,004,473円から第5条の規定により処分した額を減じた額	高田右多子障害者用社会福祉基金		81,004,473円から第5条の規定により処分した額を減じた額
本表…全部改正〔昭和61年条例3号〕、一部改正〔平成2年条例28号・8年1号・9年1号・31号・10年1号・16年29号・23年10号〕			本表…全部改正〔昭和61年条例3号〕、一部改正〔平成2年条例28号・8年1号・9年1号・31号・10年1号・16年29号・23年10号〕		